

第3節 所得税の計算の流れ

【試験に出題される論点と学習のポイント】

👉 所得税を計算する全体の流れは、学習上非常に重要です。今後学習していくなかで、何を学習しているのかがわからなくなったりしたときに、確認できるようにしておきましょう。

1 所得税の計算の流れ

所得税を計算するまでには、いくつかのステップを踏む必要があります。その計算の流れは以下のとおりとなります。

(1) その年に得たすべての収入から非課税所得を差し引きます。



(2) 何から得た収入なのかに応じて、**10種類の所得**に分類します。そしてそれぞれの収入から必要経費を差し引いて所得を計算します。

その際、いくつかの所得を合算して所得税を計算する**総合課税**の所得と、他の所得とは分けて単独で所得税を計算する**分離課税**の所得に分けます。



(3) 一定の所得に赤字が出た場合には、**損益通算**を行います。これは、赤字の所得を黒字の所得と差し引きするものです。



(4) 損益通算しても差し引きできない赤字は、翌年以降3年間にわたって繰り越し可能ですが、これを**純損失の繰越控除**といいます。なお、繰り越された損失は、その後の黒字の所得から差し引けます。前年に繰り越した赤字があれば、ここで本年の所得と差し引きします。



(5) 個人的な事情を考慮するため、その人の担税力やその年の支出の状況などで税額を調整する**所得控除**を差し引き、課税所得金額を算出します。



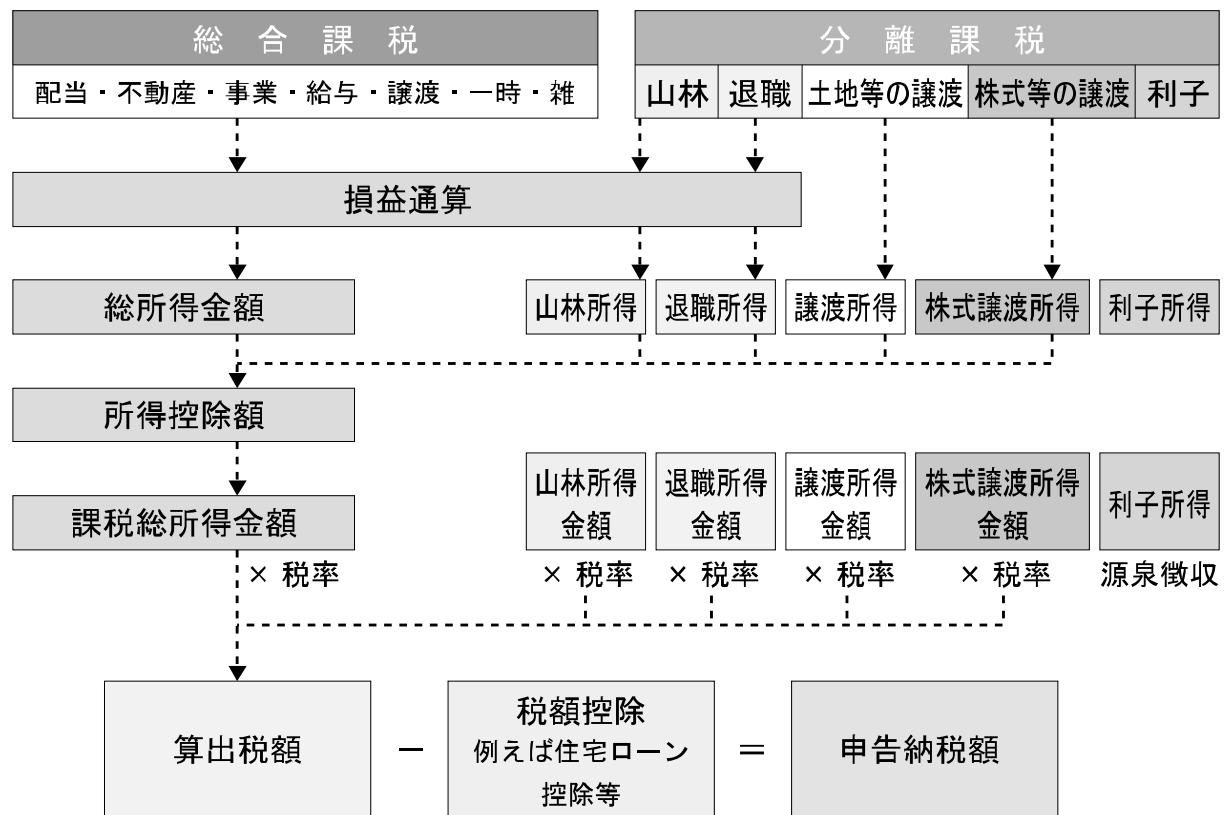
(6) 課税所得金額に税率を掛けすることで、税額を計算します。

総合課税される所得には、所得が多くなるほど税率も高くなる超過累進税率が適用されます。一方、分離課税される所得には、それぞれの税率を適用し所得税を算出します。



(7) 計算された税額から税額控除を差し引き、最終的な納税額を算出します。

▼所得税の計算の流れ



2 総合課税と分離課税

所得税は、原則としてすべての所得を合計して計算する総合課税ですが、所得の種類によっては分離課税により課税されます。また、分離課税は申告分離課税、源泉分離課税に分けられます。

▼総合課税と分離課税

総合課税（原則）		●所得を合計して税額を計算し、確定申告を行う方法です
分離課税	申告分離課税	●他の所得と合計せず、分離して税額を計算し、確定申告を行う方法です
	源泉分離課税	●他の所得とは全く分離して、所得を支払う者が支払いの際に一定の税率で所得税を天引き（源泉徴収）し、それだけで所得税の納税が完結する方法です

3 申告納税と源泉徴収

確定した納税額は、確定申告期限（所得税は通常、翌年3月15日）までに納付する必要があります。これを申告納税といいます。

また、収入を得た時点で、あらかじめ決められたルールに従って税金が差し引かれるものを源泉徴収といいます。源泉徴収の対象となる所得には、利子所得や配当所得などがあります。

4 復興特別所得税

2013年（平成25年）から2037年（令和19年）まで、所得税を納める義務のある人は復興特別所得税も納めることとなっています。

▼復興特別所得税の税率

- | |
|------------|
| ●所得税額の2.1% |
|------------|

第3章

10種類の所得と損益通算

第1節 10種類の所得	15
第2節 損益通算	28

第1節 10種類の所得

【試験に出題される論点と学習のポイント】

 非常に重要な論点です。それぞれの所得の特徴と課税方法を確実に理解しておきましょう。

1 利子所得

利子所得とは、銀行などの預貯金の利子や国債・地方債といった公社債の利子による所得をいいます。また、公社債投資信託（MRF、中期国債ファンドなど）の収益分配金も利子所得に該当します。

なお、利子所得には必要経費が認められていません。そのため、受け取った利子等の金額がそのまま利子所得の金額となります。

1-1 利子所得の計算式

●利子や収益分配金の収入金額（必要経費はなし）

1-2 利子所得の課税方法と税率

利子所得の課税は、預貯金と特定公社債等によって異なります。

特定公社債等とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます）などの一定の公社債や公社債投資信託などをいいます。

▼利子所得の課税方法と税率

預貯金の利子	●源泉分離課税 ※支払いを受ける際に、収入金額の 20.315%（所得税 15% + 復興特別所得税 0.315% + 住民税 5%）が源泉徴収されて課税関係が終了します
特定公社債等の利子・収益分配金	●申告分離課税（原則） ※支払いを受ける際に、収入金額の 20.315%（所得税 15% + 復興特別所得税 0.315% + 住民税 5%）が源泉徴収されます ※申告不要制度を選択することもできます

2 配当所得【試験によく出題される論点！】

配当所得とは、株式の配当や株式投資信託の収益分配金などによる所得をいいます。

配当所得の計算上、借入れにより株式等を取得した場合は、その借入金の負債利子を必要経費として差し引くことができます。

2-1 配当所得の計算式

- 配当や収益分配金の収入金額ー株式等を取得のために要した負債利子

2-2 配当所得の課税方法と税率

配当所得の課税は、上場株式等と上場株式等以外で異なります。課税方法はともに原則総合課税ではありますが、上場株式等の場合は、申告分離課税の選択もできます。

▼配当所得の課税方法と税率

上場株式等	<ul style="list-style-type: none">●総合課税（原則） ※支払いを受ける際に、配当金額の 20.315%（所得税 15% + 復興特別所得税 0.315% + 住民税 5%）が源泉徴収されます ※総合課税を選択した場合、確定申告の際に配当控除¹の適用を受けることができます ※申告分離課税制度、または確定申告不要制度を選択することもできます（申告分離課税制度を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算を適用することができます）
上場株式等以外	<ul style="list-style-type: none">●総合課税（原則） ※支払いを受ける際に、配当金額の 20.42%（所得税 20% + 復興特別所得税 0.42%）が源泉徴収されます ※少額配当の場合は、所得税について確定申告不要制度を選択することができます

¹ 配当控除については、第 5 章で学習します